

厚生労働省発雇均 0312 第 69 号

令和 3 年 3 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、
別紙「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴
会の意見を求める。

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定業種退職金共済契約に係る退職金額等の改定

一 退職金額の改定

別表第六に係る特定業種（建設業）に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年一・三パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、別表第八に係る特定業種（林業）に係る特定業種退職金契約による退職金額を、年〇・一パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、それぞれ改定すること。

二 掛金納付月数の通算に用いる額の改定

被共済者が特定業種退職金共済制度間を移動し通算の申出をした場合等に、当該被共済者の掛金納付月数の通算に用いる額について、別表第九については、年一・三パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、別表第十一については、年〇・一パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に、それぞれ改定すること。

第二 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和三年十月一日から施行すること。

二 退職金に関する経過措置

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に別表第六又は別表第八に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、施行日前の日に係る掛金の納付があつた月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を勘案して算定するものとする。

三 その他

その他所要の経過措置を定めること。

令和2年8月26日

特定業種退職金共済制度における
退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直しについて、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成26年）には約868億円あったが、令和元年度における新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により、令和元年度末には約630億円と減少し、今後もより一層減少することが見込まれている。
- (2) その一方で、建設業業界では建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取組を進める中で、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要がある。
- (3) 以上の点を踏まえ、建退共制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げることが適当である。その際、制度の魅力を損なわないように掛金日額を10円引き上げて320円とすることが適当である。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- (4) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

(略)

3. 林業退職金共済制度

- (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）の累積欠損金は、前回の財政検証時の水準（約10億円）と比較して約7億円まで改善した。しかし、累積欠損金解消計画（平成17年10月1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部）の解消年限である令和4年度末までには、累積欠損金は解消されない見込み。
- (2) 以上の点を踏まえ、林退共においては、以下の改善策により、できるだけ早期に累積欠損金を解消し、もって制度の安定的運営を図ることが適当である。
- ① 予定運用利回りを現行の0.5%から0.1%に引き下げること。
 - ② 独立行政法人勤労者退職金共済機構の林退共本部における経費及び支部への業務委託費について、それぞれ当分の間、毎年度500万円程度削減すること。
 - ③ 運用収入の増加を図るため、資産運用方法の見直しを行い、運用資産に占める委託運用を1億円程度増加させたこと。
- (3) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

(略)

以 上